

【表紙】

| | | |
|-------------------------|---------------------|----------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成30年12月13日 | |
| 【会社名】 | ポート株式会社 | |
| 【英訳名】 | PORT INC . | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 春日 博文 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿八丁目17番 1 号 | |
| 【電話番号】 | 03-5937-6731 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 丸山 侑佑 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿八丁目17番 1 号 | |
| 【電話番号】 | 03-5937-6731 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 丸山 侑佑 | |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額 | |
| | ブックビルディング方式による募集 | 905,250,000円 |
| | 売出金額 | |
| | (引受人の買取引受による売出し) | |
| | ブックビルディング方式による売出し | 3,617,860,000円 |
| | (オーバーアロットメントによる売出し) | |
| | ブックビルディング方式による売出し | 709,068,000円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 | |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年11月16日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年12月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集750,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,923,600株(引受人の買取引受による売出し2,444,500株・オーバーアロットメントによる売出し479,100株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成30年12月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものではありません。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 750,000 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 平成30年11月16日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成30年11月16日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年11月16日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 750,000 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 平成30年11月16日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成30年11月16日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し479,100株を追加的に行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年11月16日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成30年12月13日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成30年12月4日開催の取締役会において決定された払込金額(1,207円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下、「福証」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | 750,000 | 905,250,000 | 543,750,000 |
| 計(総発行株式) | 750,000 | 905,250,000 | 543,750,000 |

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、東証の定める有価証券上場規程施行規則及び福証の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則(以下、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等と総称する。)により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(1,420円～1,480円)の平均価格(1,450円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件(1,420円～1,480円)の平均価格(1,450円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,087,500,000円となります。

(訂正後)

平成30年12月13日に決定された引受価額(1,361.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,480円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下、「福証」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | 750,000 | 905,250,000 | 510,600,000 |
| 計(総発行株式) | 750,000 | 905,250,000 | 510,600,000 |

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、東証の定める有価証券上場規程施行規則及び福証の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則(以下、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等と総称する。)により規定されております。
 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 発行価額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 1,207 | 未定 (注) 3 | 100 | 自 平成30年12月14日(金) 至 平成30年12月19日(水) | 未定 (注) 4 | 平成30年12月20日(木) |

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,420円以上1,480円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年12月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,207円)及び平成30年12月13日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成30年11月16日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年12月13日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成30年12月21日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、平成30年12月6日から平成30年12月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び福証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受価額が発行価額(1,207円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 発行価額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------|----------------|
| 1,480 | 1,361.60 | 1,207 | 680.80 | 100 | 自 平成30年12月14日(金) 至 平成30年12月19日(水) | 1株に つき 1,480 | 平成30年12月20日(木) |

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
公募増資等の価格の決定にあたりましては、1,420円以上1,480円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数750,000株、引受人の買取引受による売出し2,444,500株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限497,100株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、
申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき1,480円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,361.60円と決定いたしました。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,480円)と発行価額(1,207円)及び平成30年12月13日に決定した引受価額(1,361.60円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成30年11月16日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年12月13日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき680.80円に決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,361.60円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成30年12月21日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 販売にあたりましては、東証の「有価証券上場規程」及び福証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|---------------------|--------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 271,500 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年12月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 191,600 | |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 95,800 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 31,900 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 31,900 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 31,900 | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 15,900 | |
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 | 15,900 | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | 15,900 | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | 15,900 | |
| 丸三証券株式会社 | 東京都千代田区麹町三丁目3番6号 | 15,900 | |
| エイチ・エス証券株式会社 | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 | 15,900 | |
| 計 | | 750,000 | |

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成30年12月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|---------------------|--------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 271,500 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年12月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,361.60円)を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき118.40円)の総額は引受人の手取金となります。 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 191,600 | |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 95,800 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 31,900 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 31,900 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 31,900 | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 15,900 | |
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 | 15,900 | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | 15,900 | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | 15,900 | |
| 丸三証券株式会社 | 東京都千代田区麹町三丁目3番6号 | 15,900 | |
| エイチ・エス証券株式会社 | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 | 15,900 | |
| 計 | | 750,000 | |

(注) 1 上記引受人と平成30年12月13日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,087,500,000 | 13,000,000 | 1,074,500,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(1,420円～1,480円)の平均価格(1,450円)を基礎として算出した見込額であります。平成30年12月4日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,021,200,000 | 13,000,000 | 1,008,200,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、平成30年12月4日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額1,074百万円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限692百万円については、当社の運転資金として既存事業の更なる拡大と新規メディアの開発を行うため優秀な人材の育成及びキャリア領域を中心とした人材の確保等を図ることを目的とし、人件費・採用教育費に1,226百万円(平成32年3月期243百万円、平成33年3月期408百万円、平成34年3月期574百万円)を充当する予定であります。

なお、残額540百万円については、将来における事業拡大に寄与する成長資金として充当する方針であります。当該内容等について具体的に決定している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額1,008百万円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限650百万円については、当社の運転資金として既存事業の更なる拡大と新規メディアの開発を行うため優秀な人材の育成及びキャリア領域を中心とした人材の確保等を図ることを目的とし、人件費・採用教育費に1,226百万円(平成32年3月期243百万円、平成33年3月期408百万円、平成34年3月期574百万円)を充当する予定であります。

なお、残額432百万円については、将来における事業拡大に寄与する成長資金として充当する方針であります。当該内容等について具体的に決定している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成30年12月13日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 | |
|------------------------------|-------------------|---------------|-----------------------------|--|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | | |
| | ブックビルディング方式 | 2,444,500 | 3,544,525,000 | Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda JAPAN VENTURES I L.P. 1,364,000株 |
| | | | | 東京都渋谷区桜丘町10-11 グローバル・ブレイン 5号投資事業有限責任組合 519,500株 |
| 埼玉県東松山市 春日 博文 434,000株 | | | | |
| | | | 東京都新宿区 丸山 侑佑 127,000株 | |
| 計(総売出株式) | 2,444,500 | 3,544,525,000 | | |

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、仮条件(1,420円~1,480円)の平均価格(1,450円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成30年12月13日に決定された引受価額(1,361.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,480円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 | |
|------------------------------|-------------------|---------------|-----------------------------|--|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | | |
| | ブックビルディング方式 | 2,444,500 | 3,617,860,000 | Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda JAPAN VENTURES I L.P. 1,364,000株 |
| | | | | 東京都渋谷区桜丘町10-11 グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 519,500株 |
| 埼玉県東松山市 春日 博文 434,000株 | | | | |
| | | | 東京都新宿区 丸山 侑佑 127,000株 | |
| 計(総売出株式) | 2,444,500 | 3,617,860,000 | | |

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されております。

2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し479,100株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4、5の全文削除及び6、7の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名 又は名称 | 元引受 契約の 内容 |
|----------------------|-------------|--|-------------------|------------------|---|-----------------------------------|------------------|
| 未定 (注) 1 (注) 2 | 未定 (注) 2 | 自 平成30年 12月14日(金) 至 平成30年 12月19日(水) | 100 | 未定 (注) 2 | 引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所 | 東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 | 未定 (注) 3 |

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年12月13日)に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成30年12月13日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成30年12月21日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名 又は名称 | 元引受 契約の 内容 |
|-------------|-------------|--|-------------------|--------------------|---|-----------------------------------|------------------|
| 1,480 | 1,361.60 | 自 平成30年 12月14日(金) 至 平成30年 12月19日(水) | 100 | 1株に つき 1,480 | 引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所 | 東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 | (注) 3 |

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 大和証券株式会社 2,444,500株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき118.40円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成30年12月13日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成30年12月21日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-----------------------|----------------|-----------------------------|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札 による売出し | | |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | | |
| | ブックビルディング 方式 | 479,100 | 694,695,000 |
| 計(総売出株式) | 479,100 | 694,695,000 | |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年12月21日から平成31年1月18日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,420円~1,480円)の平均価格(1,450円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-----------------------|----------------|-----------------------------|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札 による売出し | | |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | | |
| | ブックビルディング 方式 | 479,100 | 709,068,000 |
| 計(総売出株式) | 479,100 | 709,068,000 | |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券株式会社による売出しであります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年12月21日から平成31年1月18日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5の全文削除及び6の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|-------------|--|---------------|--------------|--|--------------------|--------------|
| 未定 (注) 1 | 自 平成30年 12月14日(金) 至 平成30年 12月19日(水) | 100 | 未定 (注) 1 | 大和証券株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 支店及び営業所 | | |

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成30年12月13日)において決定する予定であります。

3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成30年12月21日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|-------------|--|---------------|----------------|--|--------------------|--------------|
| 1,480 | 自 平成30年 12月14日(金) 至 平成30年 12月19日(水) | 100 | 1株につき 1,480 | 大和証券株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 支店及び営業所 | | |

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成30年12月13日において決定いたしました。

3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成30年12月21日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月16日及び平成30年12月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 479,100株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき1,207円 |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 平成31年1月23日 |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都港区六本木六丁目1番21号 株式会社三井住友銀行 六本木支店 |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成31年1月18日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月16日及び平成30年12月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 479,100株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき1,207円 |
| 割当価格 | 「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注) |
| 払込期日 | 平成31年1月23日 |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 東京都港区六本木六丁目1番21号 株式会社三井住友銀行 六本木支店 |

(注) 割当価格は平成30年12月13日に1,361.60円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成31年1月18日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。